

令和2年（2020年）3月1日

保護者 様

県立徳山高等学校  
校長 椎原 伸彦

### 新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業について

早春の候、皆様には益々御健勝のこととお喜び申し上げます。平素より本校教育に御理解と御協力を賜り、感謝致します。

さて、標記の件につきまして、山口県教育委員会から、全ての県立学校において、令和2年3月2日（月）から、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条に基づき臨時休業とし、臨時休業期間中の部活動等も中止とするとの通知がありました。

つきましては、本校での休業期間を下記1の通りとしますので、御了知いただくとともに、下記2に御留意いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 期間

令和2年3月2日（月）から3月19日（木）まで

#### 2 留意点

- (1) 人の集まる場所等への不要不急の外出を避け、基本的に自宅で過ごすこと。
- (2) 自宅においても、咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うこと。
- (3) 家庭学習用課題に取り組むなど、時間を有意義に使うこと。
- (4) 今後の連絡については、学校ホームページ、緊急メール及び電話連絡等により行います。

※ 卒業生等の諸証明等の手続き等は、個別に対応します。

※ その他、何かあればご連絡ください。

鹿野分校 担当：教頭 河合 信之 TEL：0834-68-2054 FAX：0834-68-3322
---